

# 経営力強化資金

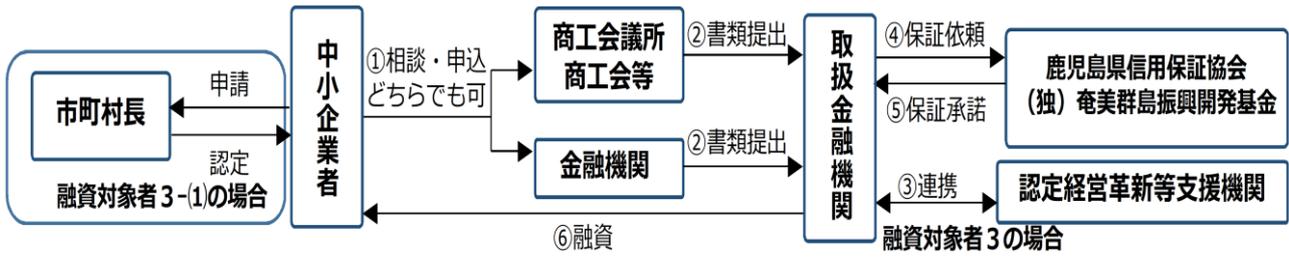
(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる特定事業者、中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 県の承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むもの (2) 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むもの (3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの(国の経営力強化保証制度に対応) (4) 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて事業を営むもの (5) 県の承認を受けた地域経済索引事業計画に基づいて事業を営むもの																				
使 途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	5,000万円																				
利 率	1年以内：年1.75%、1年超3年以内：年1.95%、3年超5年以内：年2.05% 5年超7年以内：年2.25%、7年超10年以内：年2.35%																				
保 証 料 率	○融資対象者(1) 年0.31%																				
	○融資対象者(2) 年0.79%																				
	○融資対象者(3)-ア(セーフティネット保証5号の規定により市町村の認定を受けている者) 年0.48%																				
	○融資対象者(3)-イ(その他のもの) 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13	0.13
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
	保証料率	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13	0.13											
※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(年0.83%)となります。																					
○融資対象者(4) 年0.64%																					
○融資対象者(5) 年0.64%																					
※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。																					
融 資 期 間	融資対象者(1), (2), (4), (5) 運転資金7年以内(うち据置24月以内) 設備資金10年以内(うち据置36月以内) 融資対象者(3)-ア, (3)-イ 運転資金5年以内(うち据置12月以内) 設備資金7年以内(うち据置12月以内) 借換えの場合10年以内(うち据置12月以内)																				
償 還 方 法	毎月均等分割																				
申 込 先	各商工会議所、各商工会(組合は、鹿児島県中小企業団体中央会)又は金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																				
融資申込に必要な書類	◇中小企業制度資金融資申込書(県要綱第1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇経営革新計画に係る承認通知書(県発行)の写し(融資対象者(1)の場合) ◇主務大臣又は地方支分部局長の計画認定書の写し(融資対象者(2)の場合) ◇「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業行動計画書(融資対象者(3)の場合) ◇特定中小企業者認定書(市町村発行)(融資対象者(3)-アの場合) ◇認定先端設備等導入計画に係る認定書(市町村発行)の写し(融資対象者(4)の場合) ◇承認地域経済索引事業計画に係る承認通知書(県発行)の写し(融資対象者(5)の場合) ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																				

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ



※融資申込窓口の金融機関と取扱金融機関は通常同一になります。